

様式第7-中「前受業務保証金取戻し承認書」や「前受業務保証金取戻承認書」による第35条の3の3において準用する第20条の4第2項を「第35条の3の62において準用する場合を含む。」とするB列4番を「A列4番」と改める。

附則

この省令は、特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

○経済産業省令第三百三十七号

特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律(平成二十年法律第七十四号)の施行に伴い、並びに割賦販売法(昭和三十六年法律第百五十九号)の規定に基づき、及び同法を実施するため、割賦販売法施行規則の一部を改正する省令を次のものとする。

平成二十一年六月二十六日

経済産業大臣臨時代理

国務大臣 甘利 明

割賦販売法施行規則の一部を改正する省令
(割賦販売法施行規則の一部改正)
第一条 割賦販売法施行規則(昭和三十六年通商産業省令第九十五号)の一部を次のものに改正する。
目次

第一章 割賦販売

第一節 総則(第一条~第十一条)

第二節 前払式割賦販売(第十一条~第十六条)

第三章 口一ソニ提携販売(第十七条~第三十五条)

第四節 信用購入あつせん

第五節 包括信用購入あつせん

第一款 業務(第三十六条~第六十一条)
第一款 包括信用購入あつせん業者の登録等(第六十二条~第六十八条)

第六節 個別信用購入あつせん

第七節 指定信用情報機関

第一款 通則(第一百四条~第一百八条)

第二款 業務(第六十九条~第九十八条)

第三款 監督(第一百五条~第一百七十七条)

第四款 加入包括信用購入あつせん業者及び加入個別信用購入あつせん業者(第五十八条~第一百二十一条)

第五章 前払式特定取引(第一百一十二条~第一百一十五条)

第六章 指定受託機関(第一百一十六条~第一百三十二条)

第七章 認定割賦販売協会(第一百三十三条~第一百三十五条)

第八章 雑則(第一百三十六条~第一百四十二条)

附則

第一条第一項中「第一章の二」、「第一章及び別表」を「第二章、第三章(第四十四条から第四十七条まで、第五十六条から第五十八条まで、第七十二条、第七十四条第四項、第八十九条から第九十条まで及び第三節を除く。)」に改め、同項第一項中「第一条の十四に規定ある場所」を「特定商取引に関する法律(昭和五十一年法律第五十七号)第一条第一項第一号に規定する省令等(第六十九条第一項第一号において「省業所等」と云ふ。)」に改め、同項第一項中「別表第一号」を「別表第一号」に改める。

第二十九条から第三十二条までを削る。

第118条中「第十五条规定」を「第311条第四項」に改め、同条を第441条とする。

第117条第一項中「本店」を「主たる営業所」に改め(平成十四年法律第百五十一号)を削り、第315条の三のIIを「第315条の三の六十一」に改め、同条第一項中「第三十五条の三のII」を「第三十五条の三の六十一」に改め、同条第一項中「第三十五条の三の六」を「第三十五条の三の六十一」に改め、同条を第540条とする。

第116条の二(平成五年法律第八十八号)を削り、同条を第539条とし、第116条を第538条とする。

第115条中「第四十一条第一項」を「第四十一条第六項」に「様式第十一」を「様式第111」に改め、同条を第537条とする。

第114条の表第一号中「第三十五条の三の二」を「第三十五条の二の六十一」に「様式第十の六」を「様式第二十八」に「及び損益計算書」を(関連する注記を含む。以下同じ。)損益計算書(関連する注記を含む。以下同じ。)及び株主資本等変動計算書(関連する注記を含む。以下同じ。)又はこれらに代わる書面」に「様式第十一」を「様式第二十九」に改め、同表第一号中「登録割賦購入あつせん業者」を「登録包括信用購入あつせん業者又は登録個別信用購入あつせん業者」に改め、様式第十の六により作成した財産及び収支に関する報告書又は「を削り、「及び損益計算書」を「損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに代わる書面並びに事業報告書」に改め、同表第二号中「様式第十一の一」を「様式第三十」に改め、同表第四号中「様式第十一の二」を「様式第三十一」に改め、同表に次のように加える。

五 認定割賦販売	前事業年度末における財産目録、前事業年度の収支決算書及び当該事業年度の事業報告書並びに前事業年度の事業計画書	毎事業年度経過後	経済産業大臣
----------	--	----------	--------

第144条を第536条とする。

第114条を第八章とする。

第15条を削る。

第15条の七第一項中「および」を「及び」に改め、同条第一項中「様式第十の四」を「様式第115」に改め、同条第三項中「様式第十の五」を「様式第116」に改め、同条を第531条とする。

第15条の六中「様式第十の三」を「様式第二十四」に改め、同条を第530条とする。

第15条の五第一項中「様式第六」を「様式第九」に改め、同条第一項中「添附」を「添付」に改め、同項第二項中「第十五条の二第一項第四号」を「第531条第二項第四号」に改め、「書面」の下に(法第315条の五第七号に係るものに限る。)を加え、同条を第530条とする。

第15条の四第一号の表第一号中「第三十五条の三の三」を「第三十五条の三の六十一」に改め、同表第四号中「行ない」または「は」を「行」又は「に改め、同条を第530条とする。

第15条の三中「および」を「及び」に改め、同条を第530条とする。

第15条の二第一項中「様式第十の二の一」を「様式第二十三」に改め、同条第一項第一号中及び損益計算書」を(関連する注記を含む。)損益計算書(関連する注記を含む。)及び株主資本等変動計算書(関連する注記を含む。)に改め、同条第三項中「第一条の十六第三項」を「第111条第三項」に改め、同条を第530条とする。

第1章の三を第五章とし、同章の次に次の二章を加える。

第六章 クレジットカード番号等の適切な管理等

(クレジットカード番号等の適切な管理)

第531条 法第三十五条の十六第一項の経済産業省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 クレジットカード番号等の適切な管理について従業者の権限及び責任を明確に定め、並びに該管理制度に関する規程類を整備し、当該規程類に従つて当該クレジットカード番号等の適切な管理を行つこと。